

第25回西和賀町議会定例会

令和5年3月2日（木）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

ただいまから第25回西和賀町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、印刷配付のとおりであります。

直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、9番、早川久衛君、10番、淀川豊君、以上2名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。開会に先立ち、議会運営委員会において協議を行っておりますが、本定例会の会期は本日から3月17日までの16日間にしたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から3月17日までの16日間に決定しました。

次に、日程第3、諸報告を行います。12月定例会から本定例会までの議会の行動日程については、印刷をもって配付しておりますので、御覧いただきたいと思います。

また、町監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の報告を受けており、その写しをお手元に配付しております。

なお、本定例会までの間に受理した請願・陳情は、請願・陳情第34号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを

取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情の1件であります。この陳情については、議会運営委員会に諮り審議をした結果、参考配付とすることにしましたので、ご報告いたします。請願・陳情書の写しは、各議員に配付しております。

本日の定例会に出席を求めました内記町長並びに柿崎教育長より、次のとおり説明員として地方自治法第121条の規定による説明委任をした旨の通知があったので、これを受理しました。その職氏名を事務局長に朗読させます。

事務局長 朗読いたします。

最初に、内記町長より説明委任のあった者の職氏名を申し上げます。副町長、刈田哲彦。会計管理者兼税務課長、宇都宮清美。総務課長、高橋三智昭。企画課長、吉田博樹。ふるさと振興課長、真壁一男。町民課長、小松重貴。健康福祉課長、新田由香里。農業振興課長兼林業振興課長、農業委員会事務局長、菊池輝昌。観光商工課長、佐藤太郎。建設課長、高橋光世。上下水道課長、小林英介。病院事務長、東清彦。なお、農業委員会事務局長にあつては、町長より囑託を受けた者として出席するものであります。

次に、柿崎教育長より説明委任のあった者の職氏名を申し上げます。学務課長、照井哲。生涯学習課長、柳沢里美。

以上であります。

議長 ここで内記町長より行政報告のための発言を求められております。この際これを許します。

内記町長。

町長 皆さん、おはようございます。3月定例

会、よろしくお願ひいたします。

では、私から2項目について行政報告を申し上げます。最初に、損害賠償に関わる専決処分について報告します。昨年12月23日、沢内字泉沢地内沢内小学校教員住宅において、住宅の駐車場に駐車していた車両に住宅屋根の雪庇が落下したことによる車両の損害について、相手方からの請求額の確定通知を受けて話し合いが調い、議会の委任による専決処分を行いました。車両損害事故に伴う町の損害賠償金額は31万3,093円となり、全額を保険金により支払うものであります。詳細につきましては、議会宛ての報告書に記載しておりますので、省かせていただきますが、施設の適正管理や安全確認の不足等であることから、注意を行い、その後の事故防止に努めてきたところであります。

次に、新型コロナウイルス感染症への対応について報告します。新型コロナウイルス感染症の第8波状況は、全国的に1月上旬をピークに減少傾向にあります。県内においては季節性インフルエンザも同時流行しております。町内においては、新型コロナウイルス感染症の患者が学校や家庭内で確認されております。季節性インフルエンザも同時流行しておりますので、引き続き手洗いや室内での換気など、日々の感染対策の継続をお願いします。

新型コロナウイルスの感染法上の位置づけを5月8日から2類相当から季節性インフルエンザなどと同じ5類へ引き下げる方針が決定しました。また、マスクの着用については、3月13日から個人の主体的な選択を尊重し、マスクの着用は個人の判断に委ねることとなりました。ご本人の意思を尊重するようご配慮いただくとともに、高齢者など重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、マスクの着用を推奨する場面もありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

今後の新型コロナウイルスワクチン接種については、国では引き続き公費負担によるワクチ

ン接種を決定し、接種対象者や接種回数、接種間隔など、具体的な内容について検討されておりますので、その動向を注意しつつ、町内の医療機関のご協力をいただき、ワクチン接種体制の構築に向け、取り組んでまいります。

私から、以上2項目についての行政報告であります。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長　これで諸報告を終わります。

続いて、日程第4、町長の令和5年度施政方針演述を行います。

内記町長。

町長　本日、ここに西和賀町議会定例会が開催されるに当たり、令和5年度の町政運営につきまして、私の所信を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルスについて申し上げます。新型コロナウイルス感染症が世界中に流行し、3年が経過しました。現在の感染状況は、昨年後半からオミクロン株の流行が拡大し第8波となり、本町へも多大な影響を及ぼしております。感染により亡くなられました方々にお悔やみを申し上げますとともに、感染された方々、療養中の方々にお見舞いを申し上げます。現在、第8波は減少に転じ社会経済活動も通常なものにしようとする動きにありますが、完全な終息はいまだはっきりとは見通せない状況にあります。町民の皆様には、今後も場面に応じた必要な感染対策をお願いいたします。

1年7か月にわたり通行止めとなっておりました一般国道107号であります。県や国等関係各位の多大なご尽力をいただき、災害の大きさに比して、早期の通行再開となりました。さらに本格復旧については、トンネル化という町としても最も望ましい工法により整備されることとなりました。関係する皆様に深く感謝申し上げます。

世界を見ますと、人災であります戦争に加え、大きな地震など自然災害もあり、これらの影響による物価高や資源の供給不足などにより私たちの生活や仕事に多大な影響が及んでおります。

世界のこうした環境圧力に加え、本町では少子高齢化・人口減少による社会課題に直面しております。

私は、このような直面する課題の解決に取り組み、我々の先人が築いてきた歴史や文化において、未来につなげるべきものはしっかりつなぎ、西和賀が西和賀であるための要件を堅持するとともに、取り巻く環境の変化に対応し、新たな歴史や文化を築けるような地域にしていくことが肝要であると考えます。

令和5年度はそのためのスタートの年度であると位置づけ、「創造的整理整頓」と「長所伸展」を鍵になる言葉・キーワードとして町政に当たる所存であります。

それでは初めに、第2次西和賀町総合計画後期基本計画について申し上げます。

今議会には、「第2次西和賀町総合計画後期基本計画」を提案しております。後期基本計画の策定に当たっては、第2次西和賀町総合計画の枠組みを踏まえ、西和賀町を将来につなげていくという方針の下、「町民の一人ひとりが健康で幸せを実感できるまち」の目標達成に向け、令和7年度までを後期基本計画期間と定め施策を掲げるとともに、分野を横断する重要課題については、領域の垣根を越えた取組を進めるための関連施策を「雪」を枕言葉とした重点プロジェクトとして位置づけ、西和賀ならではの景観形成に向けた事業を推進してまいります。

後期基本計画策定に併せ、町の第3次行政改革大綱を見直し、規律ある財政運営の下に計画の推進を図っていくこととしております。

それでは、令和5年度予算について申し述べます。

令和5年度の予算編成に当たっては、予算編成方針及び事業実施の指針となる総合計画に基づき、これからのまちづくりや地域づくりに果たす役割と財政的な負担を考慮した上で、事業の緊急度や必要性、公的責務の妥当性について事業評価を行い、後年度の見通しを十分に検討、

精査をしたところであります。

高齢化、人口減少また、新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰等による地域経済への影響に伴う収収の減少が見込まれる一方で、大規模事業実施に伴って借入れした地方債の償還が高い水準で推移していくことから、引き続き緊張感のある財政運営が不可欠であります。このような点からも、「中期財政計画」に沿った改善策を着実に進め、持続可能な財政運営を執り行うこととしています。

以上の方針により提案を予定しております一般会計当初予算の総額は、67億4,300万円となります。令和4年度の当初予算と比較して2億5,900万円、率にして4.0%の増となっています。

次に、令和5年度の基本的な取組について、分野ごとに述べます。

保健医療福祉について。

新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけの「2類相当」から「5類」への移行に伴う対応やワクチン接種については、国の動向に留意をし、引き続き取組を進めます。

出産・子育て支援については、町内の妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」の充実に向け、出産・子育て応援給付金事業に取り組みます。

令和5年度は、健康増進計画、地域福祉計画、障がい者計画、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画など各種計画の最終年度であります。これまでの実績や進捗状況を評価、検証するとともに、アンケート調査等により町民の生活実態やニーズの把握に努め、計画の策定に取り組みます。

次に、病院事業であります。現在の診療体制の維持向上を図るとともに、専門外来の維持や常勤医師の負担軽減のため、歯科医師を含め引き続き外部の応援医師や医療スタッフの確保等により人員の適正配置に努めます。

また、地域包括ケア病床の適正な運用を図るべく、院内での多職種連携の下、急性期の治療を終えた患者の円滑な在宅復帰を支援する体制を維持するとともに、病床の計画的な運営により入院収益の増加に努めます。

新型コロナウイルス感染症対応については、導入済みのPCR検査機器に加え、新たに導入した自動遺伝子解析装置を有効に活用することで検査体制の機能強化を図り、クラスター発生の緊急時には、迅速かつ正確な検査の実施と感染症の拡大防止に努めます。

医療機器については、電子カルテシステムの更新を行い、医療ニーズに合ったシステムの構築を図り、診療体制の強化に努めます。あわせて、全国的に脅威を与えているサイバー攻撃への対策強化を進めます。

教育文化について。

町の未来を担う子供たちに「確かな学力」の定着と、「生きる力」を育む教育の充実、そして「地域に誇りを持ち、豊かな心を育てるまちづくり」のため、教育委員会と連携を深め、教育課題を共有し、教育行政の充実に努めます。

保育については、乳幼児期における人格形成に極めて重要な時期に当たることから、望ましい生活習慣の基礎を培う保育環境の充実に努めるとともに、「西和賀町保育所あり方検討委員会」を開催し、ゼロ歳児保育も含め今後の保育環境のあり方について検討を進めます。

学校教育については、令和4年度から導入している「コミュニティ・スクール」の活動を生かしながら、地域を知る・学ぶ教育の推進を図ります。また、特別支援教育支援員の配置、教員研修、そして児童・生徒1人1台のタブレット端末を活用した学びの充実等を継続し、児童生徒の学力保障に取り組みます。

町内で進む少子化の中にあっても持続可能な教育環境のあり方を検討するため、「西和賀町学校教育あり方検討委員会（仮称）」を設置するほか、中学校部活動の地域移行についての体

制整備に向け協議を進めます。

県立西和賀高校については、生徒一人一人の目標実現に向けた学習指導等を支援するため、引き続き「西和賀高校魅力化支援事業」、「公営塾運営事業」を展開するほか、地元企業やユキノチカラプロジェクトとの連携による学びの充実等を支援していきます。また、同校の生徒確保のため新たに整備した学生寮を活用し、「西和賀ふるさと留学生」として、全国から広く入学希望者の募集を行います。

社会教育については、町民大学や高齢者大学などを通じた継続的な学習機会の創出を図るとともに、図書室の利用促進、第2次西和賀町男女共同参画プランの推進に取り組みます。

生涯スポーツについては、スポーツ推進員活動や関係団体の支援を通じて、スポーツに親しむ機会の創出を図るとともに、指導者の育成に取り組みます。

芸術文化については、文化創造館照明調光器盤改修を行うことなどにより施設環境の充実を図ります。

産業振興について。

農業の振興では、令和5年度に「第2次西和賀町農業農村振興プラン」を見直し、令和6年度から令和9年度までの実行計画を策定することとしております。

国は、水田活用の直接支払交付金の運用を見直し、令和4年度から5年間に一度も水張りを行わない場合は交付金の対象外とするとともに、永年性牧草の作付に対する交付単価の変更を行いました。国では、令和8年度までに方向性を定めるとしているものの、今回の見直しは、本町の水田活用、ひいては農政の根幹を揺るがしかねない大きな影響を与えるものと認識しております。引き続き情報収集・情報共有に努め、農家及び関係機関が一丸となって対応策を検討します。

農業農村整備事業では、令和3年度に川舟地区において105ヘクタールの基盤整備を実施す

る計画が採択され、令和5年度は取水工一式及び一部区画整理を行うこととなっています。

中山間地域等直接支払交付金は第5期対策の4年目になりますが、第5期対策から新たに加わった集落機能強化加算について、令和4年度は13集落で取組が行われています。高齢者世帯の除雪や買物・通院の支援、空き家対策といった西和賀町で暮らしていくために非常に重要な活動が各協定で行われておりますが、もう一つの新たな対策である生産性向上加算と合わせ、全ての集落での実践を目指し、その取組を推進します。

6次産業の推進については、町内で生産される農産物を町内で消費・流通するシステムを構築するため、令和2年度から産業間連携推進会議を中心として取り組んできました。令和5年度は、1次産業から3次産業の現場で活躍されている方々をメンバーとする「にしわが生産・加工研究会（仮称）」を組織し、この研究会を中心として、これまでの取組で明らかになった課題と成果を整理し、より充実した取組を展開します。

林業振興では、令和4年度に森林所有者の所有森林に対する意向調査を完了したところですが、令和5年度は森林資源の詳細な把握を目的として航空レーザー測量を実施します。あわせて、令和4年度に引き続き、林野庁の補助事業である「地域内エコシステム」モデル構築事業を実施し、森林バイオマス利用の拡大に向けた取組を進めます。

また、近年増加しているツキノワグマやイノシシによる鳥獣害の被害低減に向け、電気柵の利用促進による防護対策を重点的に進めるとともに、狩猟ハンターの確保、養成による捕獲対策を強化します。

商工振興では、新型コロナウイルス感染症や物価高騰による影響を受けている事業者からの情報収集などを踏まえ、引き続き国や県とともに支援を進めます。また、後継者対策、創業支

援を推し進めるため、商工団体、金融機関や国、県との連携の下、「経営発達支援計画」、「創業支援事業計画」に基づく取組を進めます。さらに、労働者対策として公共職業安定所との連携を図り、きめ細かな対応を行います。

観光振興については、観光振興計画に基づき、第1次アクションプランに掲載した事業の取組を進め、西和賀らしさを最大限発揮するとともに持続可能な観光地域社会を目指します。

公共温泉施設については、沢内バーデンの望まれるあり方も含め、「今後のあり方基本方針」に基づき、関係する地域や事業者との連携を深め、適切な管理運営と整備を図っていきます。また、廃止等が決定した施設については計画的に取壊しを進め、景観対策に努めます。

生活領域について。

防災については、地域の安全を確保するため、「西和賀町地域防災計画」に基づいて、防災訓練や計画的な物品等の備蓄を行い地域防災力の向上に努めます。

また、災害時における避難所運営においては、新型コロナウイルス等感染症対策が重要となっていることを踏まえ、備蓄している避難所用感染予防備品を活用した避難所運営訓練の実施や、防災マップを活用した講習会を通じ、住民と一体となった避難所運営、住民の防災意識の向上に努めます。

行政サービスのデジタル化について、国では令和7年度をめどに、全国規模で自治体システムの標準化を進め、業務の効率化と住民サービスの向上を図ることとしており、本町においても、デジタル化の推進に向けた取組を進めます。

マイナンバーカードについては、カードの交付業務を両庁舎でできる環境を整え、沢内庁舎においては引き続き時間外交付や休日の交付日を設け普及促進に努めます。

加えて、昨年12月から開始しているマイナンバーカード申請書作成支援につきましても、最寄りの郵便局で申請手続きが行えるよう継続しま

す。

公共インフラ施設については、安全で快適な交通環境を確保するため、道路施設点検等を行い、劣化した路面の補修や側溝、橋梁、道路安全施設などの予防保全を計画的に実施し長寿命化に努めます。

また、特別豪雪地帯である本町において、町民が安心して生活を送るために最も重要な道路除雪について、直営作業員の確保対策とともに、令和4年度から着手した除雪体制のあり方に関しての検討をさらに重ね、方向性を定めます。

昨年、1年7か月ぶりに通行が再開された一般国道107号については、本復旧となるトンネル工事の早期完成と川尻・当楽区間の抜本的な改良整備について、引き続き県や国に対し要望していきます。

また、このことに関連して、道の駅錦秋湖のあり方について、様々な選択肢の中から本町の現状に即した方法での整備を目指し、岩手県と連携しながら取り組んでいきます。

公共交通では、各種交通事業者との意見交換や、JR東日本と連携したJR北上線の利用促進を図り、JR北上線の維持存続に向け、これまで以上に危機感を持ち町民と一体となった取組を進めます。

バスをはじめとする地域交通のあり方については、町民の利便性の高い公共交通を確保し、持続可能な交通体系の構築などを目的に、地域公共交通計画を策定します。

上下水道事業については、施設の適正な維持管理に努め、安定的かつ持続可能な経営を行っていきます。

水道事業では、水道料金について、外部有識者等で構成する水道料金検討委員会を設置し、水道料金の適正化に向けた取組を進めます。

下水道事業については、令和6年度からの公営企業会計移行に向けた取組を進めます。水道事業と同様に、公営企業会計化することにより、経営状況、資産状況の正確な把握、弾力的な経

営等の実現を図ります。

また、平成15年度から供用開始した公共下水道と農業集落排水設備は、設置から20年余りが経過し、今後大規模な設備の更新が見込まれることから、長期的な視野に立った設備の長寿命化計画の策定を進めます。

総合戦略について。

第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略は、中間年を迎えます。各分野における重点施策の効果の検証を行い、人口ビジョンの実現に向けた取組を推進します。人口減少対策に関わる戦略的な枠組みとして、企業活動の伸長支援、地域を担う人材の育成、地域ブランドの牽引役として期待される「ユキノチカラ」の取組による町の魅力発信や、ふるさと納税等の推進による関係人口の増を図り、持続可能なまちづくりを目指します。

住みよい環境施策の一環として取り組んでいる「川をいかしたまちづくり事業」では、現状をより踏まえた計画としその取組を進め、にぎわいのある地域づくりを目指します。

移住定住の促進については、町の魅力を発信するとともに、活力ある住みよい地域づくり、地域の受入れ態勢の構築に向けた話合いの促進、活動支援に取り組めます。

地域活動の解決への貢献とともに、新たな町民として期待される地域おこし協力隊については、林業、観光商工、地域商社化推進に資する隊員を募集します。

以上、令和5年度の取組について申し上げます。

結びになりますが、国などからの財源が一定程度確保できているうちに直面する課題の解決を図り、持続性を高め発展性のある地域社会の構築に努めていかなければなりません。このような認識の上で、令和5年度の町政運営に全力で取り組む所存であります。

議会議員並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、所信表明とい

たします。

議長 これでは町長の施政方針演述を終わります。

ただいまの町長の施政方針演述に対する一般質問がありましたら、明日3日、朝9時までに通告をお願いいたします。

なお、今回の一般質問の通告は、ただいまの施政方針演述に対する質問の通告のみとなりますので、これにご留意願います。

続いて、日程第5、教育長の令和5年度教育方針演述を行います。

柿崎教育長。

教育長 皆さん、おはようございます。本日から始まる3月の定例会、よろしく願いいたしますと思います。

昨日ですけれども、西和賀高校の卒業式が行われ、参列させていただきました。就任してから初めて高校のほうに参加させていただきました。その中で、この3年間はコロナ禍の中、大変であったけれども、皆さんの支えの中で何とか今日まで来たという感謝の言葉がありました。あわせて、後輩に、特に新3年生になれる生徒方には、あと1年しかないので、学習をしっかり頑張ってもらいたいというお話がありましたし、新2年生に対しては高校生活をしっかり充実する時間がまだあるので、頑張ってもらいたい。ただし、自由があれば責任もあると、それをしっかり果たしてほしいというお話がありました。

今まで様々な高校の卒業式に参加させていただきましたが、最後にちょっと驚いたことがありまして、町の支援に対して感謝を申し上げてくれたことです。様々な支援をたくさんいただいたと、今こうしてあるのは町の皆さんのおかげだということを伝えていただきましたので、ちょっとこの場を借りて、今日紹介させていただいたところです。今後ともご支援をよろしくお願いいたします。

それでは、令和5年度につきまして、私のほうからお話しさせていただきます。

日頃より本町の教育行政の推進に関しまして、

議員各位をはじめ、学校・保護者・地域の皆様方から、力強いご支援をいただいていることに感謝申し上げます。

本日、ここに「西和賀町議会定例会」が開催されるに当たり、令和5年度の教育行政推進の大要について申し上げます。

教育委員会は、「西和賀町教育振興基本計画」が掲げる目標「未来を拓き 地域を愛する人を育てるまちづくり」に基づき、「生涯学習」、「学校教育」、「生涯スポーツ」、「歴史や文化」の4つの分野ごとに教育行政施策の具体的な取組を進めてまいりました。

今年度を振り返りますと、「生涯学習関係」では、デジタル社会へ対応したメルカリ教室や、各種教養を深める「町民大学講座」、参加者の交流も大事にした「高齢者大学講座」、「スポーツ交流会」など、多くの参加者を集めて開催できました。図書室運営については、新刊図書の購入、照明や空調の整備、文化創造館「銀河ホール」では音楽や落語など自主公演事業の開催、各種研修会や文化教室等貸し館事業、町の行事等に活用され、利用者も増えている状況です。また、「男女共同参画」においては、多くのの方々からご意見をいただき、性差によらない、個々が輝ける町にするための「第2次西和賀町男女共同参画プラン」が、間もなく完成するところです。

「学校教育関係」では、「コミュニティ・スクール」をスタートさせ、委員の方々に学校運営に参加していただいております。また、導入したタブレット端末の有効活用や、保育所・園・小中学校・高等学校が連携した授業実践を行い、児童生徒の資質・能力の向上に努めてまいりました。スポーツ面でも、環境整備や中学校への、一部でしたけれども、部活動支援員の配置等により多くの児童生徒が県大会に出場し、上位入賞を果たしております。さらに、小学校では運動・食・生活習慣の一体を目指した「60プラス運動」の優良実践校として県から高い評価を

いただいております。結果、学習やスポーツに関わる多くの調査項目で県や全国の平均を上回ることができました。

西和賀高校の魅力化では、県外募集の本格的スタートと男子学生寮の整備を進めてまいりました。この事業を通しての志願者はまだありませんが、問合せや町を訪問し検討する方も始まってきております。また、高校とユキノチカラ協議会とで「魅力発見ラボ」を立ち上げ、町をモチーフとしたラインスタンプや新たな商品開発に取り組んでおり、その成果を期待しているところです。

以上、令和4年度の取組と現状をお伝えしてきましたが、今後は今まで以上に少子化と人口減少に伴う多くの課題に向き合うこととなります。町の教育の執行機関として、多様な学びの機会を提供し、共に未来を切り開こうとする志を育む教育行政の推進に努めてまいりたいと思います。

それでは4つの基本方針に沿って、令和5年度の教育行政における具体的な方向性について、述べさせていただきます。

初めに、「生涯学習の推進と環境づくり」についてです。

生きがいとやりがいの持てる機会の創出と、これを支える人材発掘、育成を視野に入れた活動を推進してまいります。

まず、「自主的学習」として「町民教養講座事業」や「高齢者大学講座事業」等を継続し、学習意欲の高揚と健康増進を支援してまいります。あわせて、町内にはこれらの事業を支える資格や経験を有した方々も少なくないことから、人材の確保にも努めてまいります。

読書活動の推進については、その拠点である川尻、太田の図書室を、新刊図書や要望の多い雑誌の配置、喫茶コーナーの設置などの検討を行い、気軽に利用できる場所となるよう努めてまいります。また、「第2次西和賀町子どもの読書活動推進計画」に沿って、就学前の子供や

児童生徒に対しての読み聞かせと読書会を行い、子育て支援の一助としてまいります。

「社会教育」については、「町づくり出前講座」を中心に事業を推進するほか、「第2次男女共同参画プラン」を用い、集会所等に出向き、プランの理解と具体的行動につながる研修を開催いたします。また、町内の全学校にもプランを配付し、一人一人が大切にされる共生社会づくりに参画できるよう、事業に役立ててもらいます。

「教育振興運動」については、今年度に各校が設置した「コミュニティ・スクール」の仕組みを活用し、地域の方々と体験的活動を通し、絆と郷土愛を育みます。また、子供たちを取り巻く現状と第2次西和賀町総合計画後期基本計画を踏まえ、「第2次西和賀町教育振興基本計画」を策定いたします。

次に、「未来を担う子どもたちの生きる力を育む学校教育」についてです。

学校は、児童生徒一人一人にとって目標や夢を実現する最初の社会の入り口です。地域に見守られながら、自らを高め、「努力を惜しまず未来を切り開きたい」という志を育てるために、次の7つの項目を中心に取り組みます。

初めに、「児童生徒の健康」についてです。学校保健会や西和賀町総合給食センターの職員と協力し、健康と食育に関する学習を推進し、運動の習慣化を図り、自らの健康は自ら守る子供の育成に努めます。

2つ目は、「地域愛を育てる教育」についてです。学校と地域をつなげる地域コーディネーターを配置し、森林環境教育、農業体験、防災教育、ふれあい保育などを推進し、多くの方々と交流を深め、町の誇りを表現できる学習を推進します。

3つ目は、「教職員の働き方改革」についてです。健康で働きがいのある職場づくりに向けて、「西和賀町教職員働き方改革プラン」を策定します。勤務状況のデータと職場の声に基づき、

今まで以上に児童生徒に寄り添える職場環境を目指します。また、中学校の全ての部に部活動指導員を配置し、質の高い指導と教職員の負担軽減を図ります。

4つ目は、「確かな学力の育成」です。鍵は先生方の授業力向上です。令和5年度は、中学校1校を授業公開校に指定し、「個別最適な学び」と新しい価値を作る「協働的な学び」のある授業の提案をしていただきます。また、ICT機器を含む教育環境整備と各種検定料の公費負担、そして英語講師の2人体制を継続し、教科学習の支援を行います。検証は、全国や県、本町独自の諸調査の結果を用いて行い、授業や支援の改善を図ります。学びや生活に不安を抱く児童生徒には、特別支援教育支援員を各学校に複数人配置し支えていきます。また、この教育の中核である花巻清風支援学校及び健康福祉課、医師などとの連携を図り「教育支援委員会」を年4回開催し、「誰一人取り残さない教育」を推進します。

5つ目は、学校のホームページの開設を検討いたします。各学校の教育目標や沿革等の基本情報と、特色ある教育活動を紹介し、地域や転勤で来られる方々、移住を希望される方々の一助となるよう情報を提供します。

6つ目は、西和賀高校の魅力化についてです。学校が行う習熟度別・少人数指導を支えるために、公営塾と語学研修を継続します。あわせて、「魅力発見ラボ」の充実と県外募集を推進し、志願者の確保と町の活力につながるよう支援してまいります。

最後は、「町の教育のあり方」の検討についてです。小学校が統合し10年以上が経過しました。この間、さらなる少子化と校舎の老朽化も進んでおります。そこで仮称となりますが「西和賀町学校教育あり方検討委員会」を設置し、今後の町の教育について検討いたします。また保育環境のあり方についても、広く意見を求め、検討してまいります。

以上となりますが、ここに生まれ育った子供たちが、高校までの18年間、西和賀の教育によって、これから迎えるどんな社会にでも臆することなく生き抜ける人材を育て上げるよう最大限努力してまいります。

続いて、「誰もが参加できる生涯スポーツの振興」についてです。

スポーツ振興では、町民が生涯にわたりスポーツに親しみ「健康で活気あふれるまちづくり」を目指し取り組んでまいります。コロナ禍による運動と交流の機会の喪失や、学校の地域部活動への推進を求められている現状においては、地域ぐるみで運動を展開していくことは喫緊の課題です。

そこで、今年度アンケートでいただいたご意見やニーズを参考にスポーツができる機会の創出と、新たに地域スポーツコーディネーターを配置し、地域部活動の推進と体育協会やスポーツ少年団等の組織強化を図ります。また、指導者育成研修会への参加も呼びかけ、町のスポーツを支える指導者養成にも努めてまいります。施設設備については、学校施設の積極的な開放や体育施設の環境整備を行い、利用者の拡大を図ってまいります。

コロナ感染拡大でかなわなかった県を越えての選手の集まるスポーツイベントの開催と交流も推進し、スポーツを通じた町の活性化に努めてまいります。

最後に、「地域の歴史や文化の継承と創造」についてです。

文化芸術は、心豊かな生活を実現していく上で欠かせない活動であり、西和賀町で暮らす心のよりどころとなります。今後も文化芸術に親しむ活動を中心に、文化財の整理と周知、各施設の積極的な活用を推進してまいります。

文化交流では、町の芸術文化協会と連携し、発表の場を設け各地区の文化・芸術の普及と伝承を支援します。文化財については、定期的なパトロールを行い適正な保護と管理を進め、広

く紹介する活動を展開します。旧石器時代の遺跡「大台野遺跡」や平泉の栄華をしのばせる「秀衡街道」についても、関係する大学や諸団体と連携し、資料の整理と展示を行い、「西和賀町歴史民俗資料館」の充実を図ります。文化創造館「銀河ホール」については、舞台照明の設備の改修を行い、演劇活動を軸に関係団体と連携しながら、町外からも人を呼び込める活動を推進していきます。また、今年、湯田中学校が岩手県中学校文化連盟の主催する「県中学校文化祭舞台部門」で演劇を披露します。それに合わせて、沢内中学校との演劇交流も図ります。ほかに、常設公演やホワイエのロケーションを活用した催し等の開催と、「かわまちづくり事業」と連携し、町の魅力を発信し多くの方々に愛される施設にしていきたいと思います。

以上、令和5年度教育行政の具体的な方向性について申し上げました。これからも長い歴史の中で培われてきた文化や伝統を大切にするとともに、新たな目標に向けた活動を行い、「未来を拓き 地域を愛する人を育てるまちづくり」の実現に努めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 これにて教育長の教育方針演述を終わります。

ただいまの教育長の教育方針演述に対する一般質問についても、明日3日、朝9時までに通告をお願いいたします。

また、この一般質問の通告についても、ただいまの教育方針演述に対する質問の通告のみとなりますので、これにご留意願います。

ここで11時まで休憩いたします。

午前10時50分 休 憩

午前11時00分 再 開

議長 休憩を解き、会議を再開いたします。

続いて、日程第6、令和5年度予算議案上程を行います。

議案第21号 令和5年度西和賀町一般会計予算について、議案第22号 令和5年度西和賀町国民健康保険特別会計予算について、議案第23号 令和5年度西和賀町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第24号 令和5年度西和賀町介護保険特別会計予算について、議案第25号 令和5年度西和賀町下水道事業特別会計予算について、議案第26号 令和5年度西和賀町農業集落排水事業特別会計予算について、議案第27号 令和5年度西和賀町温泉事業特別会計予算について、議案第28号 令和5年度町立西和賀さわうち病院事業会計予算について、議案第29号 令和5年度西和賀町水道事業会計予算について、以上令和5年度予算議案9件を上程します。

提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第21号から第29号までの令和5年度当初予算について提案理由を申し上げます。

提案の予算は、議案第21号 令和5年度西和賀町一般会計予算について、議案第22号 令和5年度西和賀町国民健康保険特別会計予算について、議案第23号 令和5年度西和賀町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第24号 令和5年度西和賀町介護保険特別会計予算について、議案第25号 令和5年度西和賀町下水道事業特別会計予算について、議案第26号 令和5年度西和賀町農業集落排水事業特別会計予算について、議案第27号 令和5年度西和賀町温泉事業特別会計予算について、議案第28号 令和5年度町立西和賀さわうち病院事業会計予算について、議案第29号 令和5年度西和賀町水道事業会計予算についての9会計予算であります。

各予算は、地方自治法第211条第1項の規定により、また病院事業会計予算及び水道事業会計予算では併せて地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決をを求めるものです。

令和5年度の一般会計予算は、総額67億4,300万円となり、文化創造館改修事業や公営住宅改善事業など大規模事業であることから、令和4年度の当初予算と比較して2億5,900万円、率にして4%の増となっています。病院事業会計及び水道事業会計を除く一般会計と特別会計の予算の合計額は94億8,825万3,000円となり、前年度の当初予算と比較して2億4,023万4,000円、2.6%の増となっています。

次に、町立西和賀さわうち病院事業会計について、令和2年度から運用を行っております地域包括ケア病床による入院収益の増などを見込んでおりますが、材料費及び経費、燃料費の高騰等により、一般会計からの繰入れである他会計補助金は前年度より5,656万1,000円多い2億1,558万3,000円となり、収益全体では前年度を6,196万6,000円上回る9億6,347万4,000円の予算額となりました。一方、支出においては、前年度を6,790万8,000円上回る10億3,635万4,000円となり、この結果、令和5年度は7,288万円の赤字予算となっております。また、資本的収支予算につきましては、電子カルテの更新等により収入、支出それぞれ1億9,374万8,000円となっております。

次に、水道事業会計についてであります。収益的収支については収入3億6,146万4,000円、支出3億9,260万2,000円となり、この結果、令和5年度は3,113万8,000円の赤字予算となっております。資本的収支については、収入2億5,574万円、支出4億455万5,000円となり、資本的収入が資本的支出に対し不足する1億4,881万5,000円については、当年度分損益勘定留保資金で補填しようとするものです。

予算の概要については、企画課長、病院事務長及び上下水道課長から説明しますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 企画課長。

企画課長 それでは、私から令和5年度当初予算

の概要について説明申し上げます。

国の令和5年度の地方財政対策の概要では、社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方団体が住民ニーズに的確に応えつつ、地域のデジタル化や脱炭素化の推進など、様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方が安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額について、令和4年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとし、地方交付税総額は令和4年度に対し、1.7%の増となっております。

今後の町の財政見通しであります。歳入では人口減少等により町税の減少が続くことが見込まれます。一方の歳出では、大規模事業実施に伴って借入れした地方債の償還が高い水準で推移していくことから引き続き厳しい状況にあり、将来を見据えた持続可能な財政運営が必要です。このことから、国や県の動向に注視するとともに、中期財政計画に沿った取組を着実に進め、より一層健全な財政運営に努めてまいります。

令和5年度当初予算の編成に当たっては、限られた財源、資源、マンパワーの中で、西和賀町総合計画で目指す町の将来像の実現を基本とし、人口減少などの重点課題に対応し、町民福祉を増進しつつ、基本的な行政サービスを維持する予算として編成したものです。

それでは、議案書に基づいて説明を申し上げます。

議案第21号 令和5年度西和賀町一般会計予算についてです。予算書1ページをお開きください。第1条には、歳入歳出予算の総額並びに款項の区分及び当該区分ごとの金額を定めております。当初予算総額を歳入歳出それぞれ67億4,300万円とし、前年度比では2億5,900万円、4.0%の増となっております。款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページから8ページにあります第1表、歳入歳出予算のとおりであります。

第2条には、地方自治法の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法に関して定めております。具体的には9ページから10ページの第2表、地方債のとおりで、発行限度額を3億3,080万円とし、前年度比2,300万円、7.5%の増とするものです。

第3条には、地方自治法の規定による一時借入金の借入れの最高額を5億円と定めております。

第4条は、歳出予算を流用することができる場合を定めるもので、第1号に示すとおり、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間で流用できるものとするものです。

では、11ページをお開きください。このページ以降は、予算に関する説明資料で、歳入歳出予算事項別明細書の総括表です。歳入歳出それぞれに科目別に前年度予算との対比を見ることができます。前年度対比で増額となった歳入科目は、法人事業税交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、使用料及び手数料、繰入金、町債となり、減額となった科目は町税、地方譲与税、利子割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、環境性能割交付金、地方特例交付金、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、財産収入、諸収入です。

13ページをお開きください。歳出で増額となった科目は、民生費、衛生費、商工費、土木費、消防費、教育費、災害復旧費となり、減額となった科目は議会費、総務費、農林水産業費、公債費です。

14ページからは、款、項、目、節、細節の説明となっておりますが、別冊の予算説明書と併せて後ほど御覧いただきたいと思っております。

171ページからは給与費明細書になります。178ページは債務負担行為で、翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額また

は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書になります。180ページは、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込額に関する調書です。当該年度末現在高の見込額につきましては、81億4,950万4,000円とするものです。

181ページには性質別予算の状況を、182ページには歳出予算について款ごとに節別の集計額を掲載しております。

次に、議案第22号 令和5年度西和賀町国民健康保険特別会計予算についてです。予算書1ページをお開きください。第1条には、歳入歳出予算の総額並びに款項の区分及び当該区分ごとの金額を定めております。今年度の予算総額を歳入歳出それぞれ6億5,046万1,000円とし、前年度比では保健事業費補助金繰入金の増等により2,123万2,000円、3.4%の増となっております。款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページから4ページにあります第1表、歳入歳出予算のとおりです。

第2条については、一時借入金の借入れの最高額を5,000万円と定めるものです。

第3条は、歳出予算を流用することができる場合を定めるもので、一般会計予算に定めた内容と同様に、人件費に係る流用と保険給付費に係る流用に関して定めるものです。

5ページ以降は、一般会計と同様に予算に関する説明資料を掲載しておりますので、説明を省略させていただきます。以下、病院事業会計及び水道事業会計を除く特別会計についても同様であります。

次に、議案第23号 令和5年度西和賀町後期高齢者医療特別会計予算についてです。予算書1ページをお開きください。第1条には、歳入歳出予算の総額並びに款項の区分及び当該区分ごとの金額を定めております。今年度の予算総額を歳入歳出それぞれ9,732万1,000円とし、前年度比では後期高齢者医療広域連合納付金の減

等により1,421万6,000円、12.7%の減となっております。款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページから3ページにあります第1表、歳入歳出予算のとおりでございます。

次に、議案第24号 令和5年度西和賀町介護保険特別会計予算についてです。予算書1ページをお開きください。第1条には、歳入歳出予算の総額並びに款項の区分及び当該区分ごとの金額を定めております。今年度の保険事業勘定の予算総額を歳入歳出それぞれ14億1,341万7,000円とし、前年度比では保険給付費の減等により4,921万4,000円、3.4%の減となっております。款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページから5ページにあります第1表、歳入歳出予算のとおりでございます。

また、介護サービス事業勘定の予算総額を歳入歳出それぞれ1,304万2,000円とし、前年度比では介護予防支援事業費の増等により115万2,000円、9.7%の増となっております。款項の区分及び当該区分ごとの金額は、26ページから27ページにあります第1表、歳入歳出予算のとおりです。

戻っていただいて、1ページになりますが、第2条では一時借入金の借入れの最高額を保険事業勘定5,000万円と定めるものでございます。

第3条では、歳出予算を流用することができる場合を定めるもので、これも一般会計同様、人件費に係る流用と保険給付費に係る流用に関して定めるものでございます。

次に、議案第25号 令和5年度西和賀町下水道事業特別会計予算についてです。予算書1ページをお開きください。第1条には、歳入歳出予算の総額並びに款項の区分及び当該区分ごとの金額を定めております。今年度の予算総額を歳入歳出それぞれ4億3,005万6,000円とし、前年度比では施設管理費の増等により1,369万1,000円、3.3%の増となっております。款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページから3ページにあります第1表、歳入歳出予算のと

おりです。

第2条につきましては、地方自治法の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法に関して定めております。詳細は、4ページの第2表、地方債のとおりで、発行限度額を1億1,220万円とし、前年度比で410万円、3.8%の増とするものであります。

第3条では、一時借入金の借入れの最高額を5,000万円と定めるものです。

18ページは、継続費について前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書です。

19ページ、地方債の当該年度末現在高の見込みですが、これを25億6,926万円とするものです。

次に、議案第26号 令和5年度西和賀町農業集落排水事業特別会計予算についてです。予算書1ページをお開きください。第1条には、歳入歳出予算の総額並びに款項の区分及び当該区分ごとの金額を定めており、今年度の予算総額を歳入歳出それぞれ5,565万円とし、前年度比では施設管理費の増等により152万5,000円、2.8%の増となっております。款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページから3ページにあります第1表、歳入歳出予算のとおりです。

第2条につきましては、一時借入金の借入れの最高額を2,000万円と定めるものです。

9ページ、地方債の当該年度末現在高の見込み額ですが、これを3億267万8,000円とするものです。

次に、議案第27号 令和5年度西和賀町温泉事業特別会計予算についてです。予算書1ページをお開きください。第1条には、歳入歳出予算の総額並びに款項の区分及び当該区分ごとの金額を定めております。今年度の予算総額を歳入歳出それぞれ8,530万6,000円とし、前年度比では温泉施設管理費の増により706万4,000円、

9.0%の増となっております。款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページから3ページにあります第1表、歳入歳出予算のとおりです。

第2条につきましては、一時借入金の借入れの最高額を2,000万円と定めるものです。

次に、別冊の予算説明書について説明を申し上げます。予算説明書2ページから7ページまでは、歳入歳出予算の状況及び地方交付税、基金現在高、地方債残高の推移をグラフ表示した資料になります。8ページは、歳入・歳出の前年度比較の資料になります。9ページから10ページは、地方消費税交付金及び入湯税の用途に関する資料でございます。11ページから12ページは、町の総合計画で示しているまちづくり基本方針、基本施策ごとの事業費と主要事業を区分したものでございます。

13ページからは主要事業の概要説明であります。目次にもありますとおり担当課ごとの編集としております。

以上、大要説明につきましては予算書及び予算説明書の見方を中心としましたが、以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 病院事務長。

病院事務長 引き続き私から、ただいま上程されました議案第28号 令和5年度町立西和賀さわうち病院事業会計予算の大要について申し上げます。

令和5年度は、新病院になって実質9年目に当たります。令和2年度から導入した地域包括ケア病床の運用により、町内の民間医療機関からの紹介患者や介護施設からの患者受入れ、また町外の急性期病院からの転院患者の受入れなど、これまで地域において当院が果たしてきた病床機能というものがより強化されてきております。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響や入院患者数の減少により、収益面では想定より大きな増収には結びつきませんでした。

たが、ニーズが多くなってきておりますレスパイト入院の受入れを行うなど、町民の健康維持はもちろんのこと、様々な観点から町立病院としての役割を担っていきたくと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症ですが、現在も終息する様相は見えておらず、新年度も引き続き対応に労力と時間を費やす必要があるものと思っております。昨年末には、病院内でクラスターが発生したことで、入退院の制限や夜間救急外来の受入れ制限などにより、町民の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしました。日頃より感染対策を講じて診療に当たっているところですが、今後もさらに徹底した感染対策を行い、診療が途切れることのないよう努めていきたいと考えております。

また、今後の対応についても、国や県から出される情報を注視し、感染拡大防止のため、中心的な役割を果たしてまいります。

こうした中での新年度予算の編成でありましたが、入院患者数の増減という不安定要素はあるものの、地域包括ケア病床33床の計画的な運用により収益面での増収を図ってまいりたいと考えているところであります。

それでは、予算書に基づきましてご説明申し上げます。予算書1ページをお開きください。第2条では、業務の予定量を定めております。病床数は、医療法上でいう一般病床40床で変わりありませんが、このうち33床は地域包括ケア病床として届出を行っているものです。年間患者数は、入院が前年度と同じ1万220人、外来は内科と歯科合わせて前年度より1,173人少ない2万7,907人とし、年間見込み患者数を3万8,127人としております。成人病検診、人間ドックは、前年度と同じ310人を予定しております。主な建設改良事業は、医療機器等整備事業に1億6,000万円を予定しております。

第3条は、経営部分に当たる収益的収入及び支出の予定額となります。病院事業収益9億6,347万4,000円に対し、病院事業費用は10億

3,635万4,000円を見込み、収支差引きでは7,288万円の欠損金が生じる見込みであり、当年度もいわゆる赤字予算となっております。

2ページを御覧ください。第4条では資本の整備に当たる資本的収入及び支出の予定額を定めております。資本的収入、支出の総額をそれぞれ1億9,374万8,000円としております。

第5条は、企業債につきまして、医療機器等整備事業に1億1,210万円を限度額として定め、起債の方法については証書借入れとし、利率を5%以内と予定するものです。

第6条では、一時借入金の限度額を5,000万円と定めるものです。

第7条では、病院事業会計の弾力的運用を図る観点から、医業費用と医業外費用との間で予算流用ができる旨を定めておくものでございます。

第8条には、職員給与費と交際費について、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として定めております。

第9条には、他会計からの不採算地区病院の運営に要する経費等として、繰り出し基準による病院事業会計への補助を受ける金額を2億1,555万3,000円とするものであります。

第10条には、診療材料費、薬品等の棚卸資産の購入限度額を8,400万円と定めております。

3ページをお開きください。第11条には重要な資産の取得として、医科電子カルテシステム一式を規定するものであります。

収益的収支予算と資本的収支予算の詳細につきましては、予算審査の際にご説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で予算の大要について説明を終わらせていただきますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 上下水道課長。

上下水道課長 先ほど上程になりました議案第29号 令和5年度西和賀町水道事業会計予算の大要についてご説明します。

水道事業の使命は、言うまでもなく水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによって清浄にして豊富、低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とするものであります。しかしながら、全国的に見ても人口減少により料金収入の減少や老朽化していく設備の更新などへの大規模投資の時期が到来し、水道事業の運営は非常に厳しい時期を迎えているのは周知のところでは。安定した水道事業を持続していくためにも料金の値上げは避けて通れないことから、職員で構成する水道料金内部協議委員会、職員以外で構成する水道料金検討委員会を設置し、協議を進めているところです。

未整備であった水道施設の台帳整備に関しては、令和3年度、4年度の2か年をかけて整備し、管路や浄水場などの設備の状況を台帳化できたことから、今後は長期的な視野に立った計画的な設備更新が可能になるなど、水道事業の基盤強化につなげていきたいと考えているところです。

本町の水道事業は、設備的にも財政的にも脆弱ではありますが、今後の経営基盤を強化していくためには企業職員として自覚をより一層持ち、業務改善を行いながら、収支の改善に取り組む必要があると日々感じているところです。

それでは、予算書に基づきご説明します。

予算書の1ページをお開きください。第1条では、令和5年度西和賀町水道事業会計の予算は次に定めるところによるとし、以下第8条まで定めるものです。

第2条では業務の予定量を定めており、給水戸数2,215戸、年間総配水量96万9,381立方メートル、1日平均配水量2,656立方メートル、主な建設改良事業として企業会計システム更新業務委託ほか289万5,000円を予定しております。

第3条では収益的収入及び支出の予定額を定めており、収入となる水道事業収益は3億

6,146万4,000円、支出となる水道事業費用は3億9,260万2,000円を予定しており、3,113万8,000円の費用超過予算となっております。

2ページをお開きください。第4条では資本的収入及び支出の予定額を定めており、資本的収入は2億5,574万円、支出は4億455万5,000円を予定しており、1億4,881万5,000円の費用超過予算となっております。

第5条は、一時借入金の限度額を1億円と定めるものです。

第6条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について、水道事業会計の弾力的運用を図るため、営業費用と営業外費用との間で予算流用ができる旨を定めるものです。

3ページを御覧ください。第7条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めるものです。

第8条は、企業債支払利息等の費用に充てるため、他会計から補助を受ける金額を1億8,072万1,000円と定めるものです。

収益的収支予算及び資本的収支予算の詳細については、予算審査の際に改めてご説明します。

以上で水道事業会計予算における大要についての説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願いたします。

議長 これにて提案理由の説明を終わります。

続いて、日程第7、予算審査特別委員会設置を議題とします。

お諮りいたします。議案第21号から議案第29号までの令和5年度の予算議案については、議長を除く議員11人で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号から議案第29号までの令和5年度予算議案については、議長を除く議員11人で構成する予算審査特別委員会を設置

し、これに付託して審査することに決定しました。

ついては、その運営を図る委員長及び副委員長の選任であります。どのような方法で行うかお諮りいたします。

高橋到君。

5番 予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、指名推選により行いたいと思っておりますので、お諮り願います。

(賛成の声)

議長 ただいま高橋到君より予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、指名推選によって行いたいとする旨の動議が出され、所定の賛成を得て成立をしております。

お諮りいたします。予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、指名推選をもって選出することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、指名推選をもって選出することに決定しました。

ついては、どなたを指名推選されるのかご発言を願います。

高橋到君。

5番 委員長には柳沢安雄君、副委員長には北村嗣雄君を推薦したいと思います。お諮り願います。

(賛成の声)

議長 ただいま高橋到君より、委員長には柳沢安雄君、副委員長には北村嗣雄君の推薦がありましたが、そのように決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、委員長には柳沢安雄君、副委員長には北村嗣雄君が選任されました。

ここで、委員長及び副委員長の挨拶を求めます。

柳沢安雄君。北村嗣雄君。

3番（委員長） ただいま本会議で本委員会が設置され、令和5年度予算審査特別委員会の委員長に指名されました柳沢安雄でございます。身の引き締まる思いでございます。私自身、これまで何度か決算審査特別委員会の委員長を経験しておりますが、このような役職はまだまだ不慣れでございますが、委員長という責務と自分なりに全うしたいと考えております。

本委員会は申すまでもなく、令和5年度の町政及び教育行政の方針を決める重要な予算等の審査を行うものでありまして、十分に審議を行えるよう、議員各位には前もって配付されている予算書や予算説明書などを事前に目を通していただき、あらかじめ質問事項等の確認をよろしくお願いいたします。そしてまた、町当局におかれましては、説明に必要と思われる資料などをしっかり準備の上、出席いただきますようお願いいたします。

私ども議員任期の最後の予算審査特別委員会となります。どうか委員の皆様におかれましては、これまで以上に積極的かつ建設的な質問をしていただき、町当局の皆様におかれましても簡潔明快な答弁、説明をしていただきまして、充実した審議ができますよう、皆様の理解あるご協力とご支援を申し上げまして、簡単ではございますが、委員長就任の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

2番（副委員長） 副委員長に選任されました北村嗣雄でございます。町の予算は住民のために、合理的、そして住民が納得する管理、執行が求められている予算であると思います。今回の本議会において設置されました予算審査特別委員会は、令和5年度における町の当初予算の議案であります。住民皆さんが理解し、そして納得し得る重要かつ責務の審査でありますと私は認識します。委員長を補佐し、建設的な、活発な予算審査が執り行われるよう努めます。よろしくお願いいたします。

議長 委員長と副委員長は自席にお戻りください。

ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時43分 休憩

午後1時00分 再開

議長 休憩を解き、会議を再開いたします。

続いて、日程第8、議案第1号 西和賀町個人情報の保護に関する法律施行条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第1号 西和賀町個人情報の保護に関する法律施行条例について提案理由を申し上げます。

個人情報の保護に関する法律の改正により、官民の制度が個人情報の保護に関する法律へ統合されることに伴い、個人情報の保護に関する法律の施行に関し、必要な事項を定めようとするものです。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 それでは、条例の内容について説明いたします。

第1条については、個人情報の保護に関する法律の改正により、個人情報の保護に関する事項について、現在の西和賀町個人情報保護条例に基づく運用から個人情報の保護に関する法律に基づく運用へと移行されることに伴い、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めることを趣旨として規定するものです。

第2条は、定義を規定するもので、第1項では町の機関について、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会と規定し、第2項ではこの条例で使用する用語は個人情報の保護に関する法律及び個人情報の保護に関する法律施行令で使

用する用語の例によると規定するものです。

第3条は、開示請求に係る手数料等について規定するもので、第1項では手数料の額についてこれまでと同様に無料と規定し、第2項では写しの交付により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用について規則で定める額を負担すること、また当該写しの交付を送付により受ける場合には、当該送付に要する費用について負担することを規定するものです。

次に、附則についてであります。第1条では、この条例は令和5年4月1日から施行するとし、第2条では西和賀町個人情報保護条例の廃止、第3条では西和賀町個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置、第4条では西和賀町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正をそれぞれ規定するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第1号 西和賀町個人情報の保護に関する法律施行条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第9、議案第2号 西和賀町個

人情報保護審査会条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第2号 西和賀町個人情報保護審査会条例について提案理由を申し上げます。

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、個人情報の保護に関する法律第108条の規定に基づき、西和賀町個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手続等について定めようとするものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 それでは、条例の内容について説明いたします。

個人情報の保護に関する法律の改正により、個人情報の保護に関する事項については、現在の西和賀町個人情報保護条例に基づく運用から個人情報の保護に関する法律に基づく運用へと移行されることに伴い、現在の西和賀町個人情報保護条例が廃止されることから、西和賀町個人情報保護条例に規定されている個人情報保護審査会に関する規定を新たに西和賀町個人情報保護審査会条例として制定するものです。

第1条では、この条例は個人情報の保護に関する法律第108条の規定に基づき、西和賀町個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手続等について定めることを趣旨として規定するものです。

第2条では、審査会の設置、第3条ではこの条例で使用する用語の意味、第4条では審査会の所掌事項、第5条から第7条では審査会の組織に関する事項、第8条から第14条では審査会の調査審議、調査権限、調査手続等に関する事項、第15条では規則への委任をそれぞれ規定するものです。

次に、附則についてであります。第1条で

は、この条例は令和5年4月1日から施行するとし、第2条では旧審査会の廃止に伴う経過措置を規定するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願いたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第2号 西和賀町個人情報保護審査会条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第10、議案第3号 西和賀町農業みらいづくり基金条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第3号 西和賀町農業みらいづくり基金条例について提案理由を申し上げます。

西和賀町の基幹産業である農業を将来にわたり安定的かつ持続可能な産業として振興、発展を図るための施策に要する経費の財源に充てるため、西和賀町農業みらいづくり基金を設置しようとするものです。

第1条から第7条において、設置、積立て、管理、相殺のための取崩し、運用益金の処理、繰替運用及び委任についてそれぞれ規定するも

ので、町の他の基金条例に規定している内容と同様の内容であります。

次に、附則についてであります。この条例は公布の日から施行するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。淀川豊君。

10番 私から1点、確認のために質問させていただきますが、今町長から議案の上程で、その上程理由についてご説明をいただきましたが、この条例を見ると、農業みらいづくり基金という名称であり、農業全般広く使用されるような、そういったイメージを持つような基金であるというふうに思いますが、先頃行われた全員協議会の説明では基金創設の考え方についての説明がありましたが、その基金創設の考え方においては、農業の中でも限られた部分に対する、そういうところの投資のための基金だというような説明であったように思いますが、条例には詳細にそういった文言等がないわけですが、実際の運用についてはいわゆる全員協議会で説明されたような、そういうような運用を考えているのか。その点ちょっと確認のために質問したいと思います。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

この基金の趣旨、目的については条例に掲げたとおりでございます。全員協議会で説明されてもりました趣旨につきましては、このみらいづくりという意味について、これは投資的な形で使いたいと、今後伸びるであろう、あるいは地域の経済を牽引するような形で生かせるという判断の基になった場合に使わせていただきたいという趣旨でございました。そういう点では、第1次産業、その基幹である農業について、そういうものにかなうのであれば使っていくと

いう姿勢でございます。

それで、全員協議会の折に説明させていただいたのは、直面したときに具体的に想定される例示として説明させていただきました。そういうことからすると、今議員おっしゃられましたような捉え方をされた点もあると思いますが、そこは幅広く考えているということでお願いをしておりますので、ご理解のほどをよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 淀川豊君。

10番 もう一点確認であります、全員協議会で説明された折に、基金の積立ての財源についても説明をいただきました。この財源については、やはり限定的な部分からの収入、あるいはそういった金額を財源にするということと考えているというようなお話でありましたが、そういった限定的なところから出てきた財源を積立金として、今の説明でいくと農業全般でも将来に関わるような、発展的なそういう施策については投資をしていきたいということの説明がありました、財源は限定的なところから出てきても、その基金の運用については農業広く、そういったところで使用できるという考え方なのか、その点についてお伺ひします。

議長 淀川豊君、全協との話がありましたけれども、あれは条例に対する説明会であって、全協ではありませんので、その点をご了承願ひます。

内記町長。

町長 それではお答えさせていただきます。

財源につきましては、これにつきまして説明させていただきますと、平成10年に建設いたしました湯田牛乳公社に係る部分のミルクセンター及び平成11年に建設しました牛乳加工施設の建設費について、この分について町のほうで分割して牛乳公社から使用料として支払いをいただくという約束で毎年返還いただいておりますけれども、途中牛乳公社の経営悪化等によりまして、猶予させていただいた分がございま

した。その分につきまして支払っていただけるめどがございましたので、それを財源として今回基金を創設させていただきたいというきっかけになったものでございます。

そういう意味におきまして、今議員お話しいただいたような限定的という財源ということもでございますが、やはり町全体、一般財源等も入られてのご支援でありましたので、それを支払っていただくということなので、財源的には広く捉えていいのではないかなというふうに思っております。

その上で、やはり当時としましては、第1次産業を牽引していく牛乳公社への投資であったというようなことを考え合わせ、また牛乳公社においては今幸い主力製品のヨーグルトにおいて伸びておりましたので、そういう効果を生かして、それに沿ったような形で今後も生かせるのであれば、そういうのにぜひ使っていきたいという趣旨でございます。

そういう線からしまして、当面具体的にどうということが考えられるかといった場合には、そのように具体的に今伸びているような部分に引っ張ってもらえる、あるいはそれを核として伸びていくという分野に投資していくということがまず考えられるだろうということでお話をさせていただき、そういうことを整理し、それ全般にわたって核として農業を牽引していくような、そういう財源として充てたいということで設立させていただき、活用し、活性化につなげていきたいということでございました。よろしくお願ひいたします。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第3号 西和賀町農業みらいづくり基金

条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第11、議案第4号 西和賀町まちづくり基本条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第4号 西和賀町まちづくり基本条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、所要の改正をしようとするものです。

1 ページを御覧ください。第14条、個人情報保護についてですが、個人情報の保護に関する法律において町の機関に議会が含まれないことから、第1項で町の執行機関が保有する個人情報については、法律の定めるところにより適切に取り扱わなければならない旨を、第2項で議会が保有する個人情報については別に定める条例に基づき適切に取り扱わなければならない旨をそれぞれ規定するよう改正するものです。

次に、附則についてであります。この条例は令和5年4月1日から施行するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第4号 西和賀町まちづくり基本条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第12、議案第5号 西和賀町国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第5号 西和賀町国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

現行の西和賀町国民健康保険事業財政調整基金では、国民健康保険特別会計の充当の範囲が国民健康保険の保険給付費及び保健事業の推進に要する経費に限定されておりますが、国民健康保険事業の財政の安定化を図り、健全な運営に資する目的で充当の範囲を拡充するため、所要の改正をしようとするものです。

第1条の設置、国民健康保険の保険給付費を国民健康保険特別会計の財政調整に改めるものです。

次に、附則についてであります。この条例は公布の日から施行するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

す。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第5号 西和賀町国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第13、議案第6号 西和賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第6号 西和賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

今回の改正は、国民健康保険税の賦課方式について、4方式(所得割額・資産割額・被保険者均等割額・世帯別平等割額の合算額)から3方式(所得割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額の合算額)に変更するとともに、被保険者均等割額を改定するため、所要の改正をしようとするものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 税務課長。

税務課長 それでは、私から改正内容について説明いたします。

1ページを御覧ください。第2条では、課税額について規定しているものでありますが、資産割額の賦課を廃止することから、第2項から第4項中の「及び資産割額」を削除するもので

す。

2ページをお開きください。第4条、第7条及び第9条についても資産割額の賦課を廃止することから、それぞれの条を削除するものです。

第5条は、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額を規定しているものでありますが、被保険者1人について「1万9,000円」を「1万3,500円」に改正するものです。

第23条は、国民健康保険税の減額を規定しているものです。3ページを御覧ください。第1項第1号アでは、7割軽減の場合の減ずる額を規定しているもので、4ページを開いていただいで、被保険者1人につき「1万3,300円」を「9,450円」に、同項第2号アでは5割軽減の場合の減ずる額を規定しているもので、同様に「9,500円」を「6,750円」に、同項第3号アでは2割軽減の場合の減ずる額を規定しているもので、5ページになりますが、同様に「3,800円」を「2,700円」にそれぞれ改正するものです。

同条第2項第1号では、未就学児均等割額について減額後の額を規定しているものでありますが、アでは7割軽減後の額「2,850円」を「2,025円」に、イでは5割軽減後の額「4,750円」を「3,375円」に、ウでは2割軽減後の額「7,600円」を「5,400円」に、エでは軽減に該当しない世帯の額「9,500円」を「6,750円」にそれぞれ改正するものです。

次に、附則についてであります。第1では施行期日を令和5年4月1日とし、第2では経過措置を規定するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

高橋和子君。

4番 3点ほどお願いします。

最初に、今回のこの改正で国保税が高くなる世帯はなかったのかどうかということと、予算額はどの程度、財源はどの程度必要とするかということが第1点です。

2点目には、均等割額の未就学児のご説明ありましたが、アからイまでのご説明ありましたが、ここでは世帯と人数、教えていただきたいなどと思います。

それともう一点は、子供の均等割、18歳まで無料ということで議論をさせていただいておりましたが、そのことは今回も不可能だったようでございまして、できない理由を具体的にお知らせいただきたいと思っております。

議長 税務課長。

税務課長 それでは、お答えします。

今回の改正で高くなる世帯はないのかというようなお質問かと思っておりますが、均等割を引き下げることによって、今現在の世帯で想定するとなれば、高くなる世帯は出てこないというふうになります。それから、財源はということですが、財源については財政調整基金を取り崩して行きたいというふうを考えております。

2点目の世帯と人数については少々お待ちください。

18歳までの無料化はなぜできなかったかというようなことについてのご質問にお答えしたいと思います。国では、今回のまず改正には、そのとおり18歳までの全額免除する規定は含まれておりません。令和4年の7月25日付で厚生労働省のほうから事務連絡という文書で来た文書があります。その中に、国民健康保険制度の趣旨である負担と給付の公平性から加入者全てに応分の負担を求める必要があるため、特定の年代に限定した減免は適切ではないというような文章通達がありました。よって、本町では18歳以下の均等割を国の基準どおり、令和4年4月1日から基準どおり5割軽減としているところでございます。

2番目の質問の世帯と人数については、今手

持ち資料がございませんので、ちょっとお時間いただけますか。

議長 今の答弁保留の関係は、休憩すれば大丈夫ですか。

税務課長 休憩をお願いしたいと思います。

議長 暫時休憩いたします。

午後 1時31分 休 憩

午後 1時33分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開いたします。

税務課長。

税務課長 2つ目の質問の内容をちょっと確認させていただきます。試算に用いた世帯と人数、それは何を用いたかという質問……

(世帯と人数だけでいいです。該当する世帯と人数の声)

税務課長 ちょっとその前に、保留しておりました影響額といいますか、その部分についてお答えしたいと思います。今回税率改正に伴う影響額ということで、現在令和4年度の被保険者の世帯構成、それから所得などの同じ条件で比較した場合の試算となりますが、国保税の収入が1,114万2,000円が減額となる見込みです。この内訳としまして、資産割の廃止分で786万4,000円が資産割の廃止分、それから均等割の引下げ分で327万8,000円でございます。このほか、均等割の引下げにより法定軽減分の補填となる保険基盤安定負担金という交付金がございます。これが減少すると見込まれます。その金額が218万3,000円で、合計しますと1,332万5,000円となりますが、これはあくまでも現在の、令和4年度の今加入されていらっしゃる被保険者の世帯構成で比較したものとなります。

来年度の予算額につきましては、影響がある金額と同額となるものではなくて、これがいろいろ来年度は世帯構成も変わりますし、収入も変わってきます。そういったことで取崩し額ということになりますが、実際の取崩し額につきましては、予算書にも出てますが、2,990万4,000円、これを財政調整基金から取り崩した

いというふうに考えております。

2つ目の質問の詳細の人数が、ちょっとまだ具体的な数字は出てこないのですが、過去5年度の異動した推計から人数を出しているというように、詳細な人数は今ここではちょっと申し上げることができません。すみませんが、よろしく申し上げます。

議長 高橋和子君。

4番 分かりました。この3方式になったということで、高過ぎる国保税の幾らかの負担軽減になって助かることと思いますが、特に子供の均等割について、国が文書をよこしているということでございますけれども、それをそのとおり受け止めて、西和賀町の実態、少子化の、大変困難な中での若い子育て世代を助けるために、それほどの金額でもなかったことは何度もこの議会でご説明いただいております。やるかやらないかは、やはり行政の長の判断だと思います。ですから、18歳まで実施したとしても平等性を壊すような、そういう財源の使い方にはならないと私は思います。ですから、本当にできることから若い世代を助けようとして、そして若い人たちが安心してここで暮らせるための一助になるものと思っておりますので、引き続きご検討されて、実施されるようお願いしながら質問を終わりますけれども、そのご答弁を最後に町長からお願いしたいと思っております。

議長 税務課長。

税務課長 大変失礼しました。先ほど数字を申し上げられないということですが、ただいま数字が分かりましたので、お答えしたいと思います。

アからイのその世帯と被保険者の人数ということでお答えしたいと思います。681世帯、被保険者は998人となってございます。

以上です。

(アとイの部分の声)

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

この件については、これまで何回か議論をさ

せていただきました。また、さきの議会におきましてもお願いいただきまして、その趣旨、庁内で検討させていただきました。あまりこういう保険制度、国の法律があり、そのことで健全な運営を図っていくように各自治体、頑張っているのだと思います。そういう趣旨を踏まえ、国の制度の中で最大限、こういう形でお応えするというので今回お願いしたところでございまして、今後もそういう考え方で対処してまいりたいというふうに思っております。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論を許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決を行います。

議案第6号 西和賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第14、議案第7号 西和賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第7号

西和賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等

の一部を改正する省令の公布により、児童の安全確保に関する計画の策定が義務づけられたほか、民法等の一部を改正する法律の一部施行により、民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されたため、所要の改正をしようとするものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 学務課長。

学務課長 それでは、私からご説明申し上げます。

家庭的保育事業とは、自宅などで満3歳未満の子供を対象とした小規模保育を行うもので、今回国の法令改正に準じ、町の条例について所要の改正を行うものです。

なお、現在西和賀町においては、家庭的保育事業に該当する事業者はありません。

それでは、主な改正内容について説明いたします。1ページを御覧ください。第7条の2に、新たに家庭的保育事業者等は利用乳幼児の安全の確保を図るため、事業所ごとに設備の安全点検、日常生活に関する指導、職員研修、訓練などの安全に関する計画の策定を義務化する規定を追加するものです。

2ページをお開きください。第7条の3に、送迎を目的とした自動車を運行するときは、ブザーその他の車内の利用、乳幼児の見落としを防止する装置の設置を義務づける規定を追加するものです。報道等がなされましたが、昨年9月の保育園児の送迎バス置き去り事案の発生を受けての対応となります。

続いて、3ページを御覧ください。旧民法第822条では、親権を行う者は監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる親権者の懲戒権を定めていましたが、この懲戒権は児童虐待を正当化する口実になっている指摘を受け、民法及び児童福祉法における懲戒権の規定が削除されました。この改定に伴い、第13条の懲戒に係る権限の濫用禁止を削除するも

のです。

次に、第14条では、感染症等流行時の対応について、職員に対し必要な研修及び訓練を定期的実施することを盛り込むものです。

次に、附則についてであります。この条例は令和5年4月1日から施行するものですが、第13条の改正部分については公布の日から施行するものです。

また、経過措置として、第7条の3第2項、送迎の自動車へのブザー設置等については、令和6年3月31日までの間は設置等の猶予が設けられることとなります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第7号 西和賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第15、議案第8号 西和賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第8号
西和賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保
育事業の運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例について提案理由を申し上げま
す。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の
整備に関する法律の施行により、学校教育法及
び子ども・子育て支援法の一部が改正されたほ
か、民法等の一部を改正する法律の一部施行に
より、児童福祉法の一部が改正されたことに伴
い、所要の改正をしようとするものです。

詳細については、担当課長から説明いたしま
すので、ご審議の上、原案のとおりご決定くだ
さいますようお願いいたします。

議長 学務課長。

学務課長 それでは、私からご説明申し上げます。

特定教育・保育施設とは、保育所、保育園や
幼稚園、認定こども園になりますし、特定地域
型保育事業とは家庭的保育事業者や小規模保育
事業者、事業所内保育事業者、居宅訪問型保育
事業者などになります。今回、国の法令改正に
準じ、町の条例について所要の改正を行うもの
です。

それでは、主な改正内容について説明いたし
ます。1ページを御覧ください。こども家庭庁
設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法
律の施行により、学校教育法及び子ども・子育
て支援法の一部が改正されたことに伴い、同法
を引用している規定の整備を行うものです。

まず、第4条以下、12の条項について改正さ
れますが、子ども・子育て支援法第19条第2項
が削除され、現行の第19条第1項が第19条とな
ることから、第1項の表記を削除するものです。

続いて、6ページをお開きください。第15条
になりますが、こちらは学校教育法第25条に第
2項及び第3項が規定されることから、同法第
25条を第25条第1項に改正するものです。どち
らも関係法律の改正に伴い、引用する条項の調

整をするものとなります。

7ページを御覧ください。第26条ですが、先
ほどの議案第7号、家庭的保育事業での説明と
同様に、懲戒権に関する規定を除くため、第26条
を削除するものです。

次に、附則についてであります。この条例
は令和5年4月1日から施行するものですが、
第26条の改正部分については公布の日から施行
するものとなります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原
案のとおりご決定くださいますよう、よろしく
お願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご
異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第8号 西和賀町特定教育・保育施設及
び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方
は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されま
した。

続いて、日程第16、議案第9号 西和賀町放
課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例を議題
とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第9号
西和賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運

営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布により、児童の安全確保に関する計画の策定が義務づけられたことなどから、所要の改正をしようとするものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 学務課長。

学務課長 それでは、私からご説明申し上げます。

放課後児童健全育成事業とは、西和賀町では2か所設置している学童クラブが対象となります。

それでは、主な改正内容について説明いたします。1ページを御覧ください。第6条の2に、新たに放課後児童健全育成事業者は利用者の安全の確保を図るため、事業所ごとに設備の安全点検、日常生活に関する指導、職員研修、訓練などの安全に関する計画の策定を義務化する規定を追加するものです。

2ページをお開きください。第6条の3に、昨年9月に発生した送迎バス置き去り事案の発生に伴い、バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する規定を追加するものです。

また、第12条の2に、感染症流行時や非常災害発生時の義務継続計画策定の努力義務化に関する規定を追加するものです。

続いて、3ページをお開きください。第13条第2項に、感染症等流行時の対応について、職員に対し必要な研修及び訓練を定期的実施することを盛り込むものです。

次に、附則についてであります。この条例は令和5年4月1日から施行するものです。

また、経過措置として、第6条の2の安全計画の策定については、令和6年3月31日までの間は努力義務とするものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原

案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
淀川豊君。

10番 1点お聞きしたいのですが、今回の条例改正によって、これ地域では学童保育に該当する条例ということですが、何かこの条例の改正によって今までの運営に変えていくようなことだとか、やらなければならないこと等は発生するのか。その点について伺いたいと思います。

議長 学務課長。

学務課長 お答えいたします。

先ほど第6条の2に、安全計画の部分の策定を義務化する規定を追加するとありますけれども、現行ではその安全計画は定めておりませんので、令和5年度はその計画を策定して運営していくということになります。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第9号 西和賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第17、議案第10号 西和賀町戸別浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第10号
西和賀町戸別浄化槽の整備に関する条例の一部
を改正する条例について提案理由を申し上げます。

循環型社会形成推進交付金交付要綱の一部改正
に伴い、浄化槽設置の際に申請者が負担する
分担金の基礎となる標準事業費が引き上げられ
たことから、所要の改正をしようとするもので
す。

それでは、改正内容について説明いたします。
別表第1、(第7条関係)の人槽区分ごとの標
準事業費について、5人槽「88万2,000円」を
「97万8,000円」に、6から7人槽「110万
4,000円」を「118万8,000円」に、8から10人
槽「149万5,000円」を「166万8,000円」にそれ
ぞれ改めるものです。

次に、附則についてであります。この条例
は令和5年4月1日から施行するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わ
りますので、ご審議の上、原案のとおりご決定
くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わ
ります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご
異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入
ります。

議案第10号 西和賀町戸別浄化槽の整備に
関する条例の一部を改正する条例を採決
します。

本案を原案のとおり決定することに賛成
の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決
されました。

続いて、日程第18、議案第11号 西和賀町
国民健康保険条例の一部を改正する条例を
議題とします。

本案について提案理由の説明を求め
ます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第11号
西和賀町国民健康保険条例の一部を改正
する条例について提案理由を申し上げます。

出産に関わる経済的負担を軽減するた
め、出産育児一時金の改正を内容とする
健康保険法施行令等の一部を改正する政
令が令和5年4月1日から施行されること
に伴い、所要の改正をしようとするもの
です。

第3条第1項の出産育児一時金「40万
4,000円」を「48万8,000円」に改
めるものです。

なお、当該出産が産科医療補償制度の
対象の場合は、産科医療補償制度の掛金
1万2,000円を上限として加算できるこ
とから、改正後の48万8,000円に1万
2,000円を加算し、出産育児一時金50
万円を支給しようとするものです。

次に、附則についてであります。この
条例は令和5年4月1日から施行するもの
です。

また、経過措置として、この条例の
施行の日前の出産に関わる西和賀町国民
健康保険条例の規定による出産育児一時
金の額については、なお従前の例による
ものです。

以上で、提案理由と内容について説明
を終わりますので、ご審議の上、原案の
とおりご決定くださいますようお願いいた
します。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許
します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を
終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付するこ
とにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決
に入ります。

議案第11号 西和賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明日は、補正予算の全9会計の審議、その他議案2件の審議となりますので、よろしく願いいたします。

これをもって本日は散会いたします。ご苦労さまでございました。

午後 2時03分 散 会